

第5章 平時の取組のあり方

被災後の復興都市づくりは、平時の防災都市づくりと目標・方向性を同じくするものであり、より迅速で円滑な都市の復興を実現するためには、平時から、まちづくりを進めるための環境づくり・体制づくりに努めることが重要である。

1. 行政の体制づくり

復興都市づくりの執行体制の明確化

- ・ 応急・復旧・復興活動において、都市計画担当部局等に求められる復興都市づくりの役割を明確にしておく。

市街地データ等の事前準備

- ・ 建物被害調査のための住宅地図、復興計画検討のための各種図面（都市計画図、道路現況図、市街地整備現況図等）、関係法令や補助制度に関する図書等を整理しておく（例：都市復興に関する特設コーナー等）。
- ・ 都市復興に係る情報収集・分析に有効なGISの環境を整備するとともに、被災時に備え、データのバックアップを作成しておく。

都市計画マスタープラン等の整備

- ・ 市町村都市計画マスタープラン等の整備、内容の充実を図り、行政のまちづくりの方向性を明確にしておく。

防災上課題のある地区の把握

- ・ ハザードマップの策定等により、各種災害に対する都市構造上の課題を把握しておく。地震災害に対しては、建物倒壊危険度、延焼危険度、避難危険度のほか、沿岸部においては、海溝型地震を想定した津波浸水区域についても調査しておく。

防災都市づくりに関する調査・計画

- ・ 災害危険度判定調査等の結果をもとに、行政の防災都市づくりの方針を定めておく（防災都市づくり計画の策定等）。

まちづくり素案の作成

- ・ 防災都市づくりの方針や都市計画マスタープラン等を踏まえ、市街地整備の優先度が高い地区（都市核・木造密集市街地等）については、整備改善の手法に関する調査・計画を行い、今後のまちづくりの素案を準備しておくことが望ましい。

法制度等に関するノウハウの蓄積

- ・ 土地区画整理事業・市街地再開発事業等の法定事業や各種補助制度に関するノウハウを蓄積しておく。

災害に強い都市づくりの推進

- ・ 平時から、災害に強い都市づくりを推進し、被害の抑制、復興期間の短縮化につなげる。

2 . 住民の体制づくり

住民主体のまちづくり活動の推進

- ・自治会等の活性化やまちづくり組織の設立・運営等により、地域コミュニティの形成を図りながら、住民主体のまちづくり活動を推進する。

まちづくり知識の蓄積

- ・まちづくり勉強会の開催等により（行政に支援策がある場合は、それも活用しながら）、まちづくり知識の蓄積を図る。

3 . 公民協働の体制づくり（行政と住民等の共通認識の形成）

住民の体制づくりの支援

- ・住民主体のまちづくり活動を促進するため、まちづくり組織の設立・運営に関する助成制度やワークショップ支援・アドバイザー派遣制度等を整備しておくことが望ましい。
- ・まちづくり知識の普及啓発やまちづくりの地域リーダーの育成のための講演や出前講座等を設けることが望ましい。

都市計画マスタープラン等の住民周知

- ・都市計画マスタープラン等を住民に周知し、行政と住民間の共通認識を形成することが重要である。

ハザードマップ等の公表

- ・ハザードマップ等の公表により、住民の危機意識・防災意識の向上を図り、防災や復興に関する公民協働の体制を築いていくことが重要である。

まちづくりに対する住民参加の機会拡充

- ・都市計画法の改正や景観法の施行により、まちづくりにおける住民参加の機会が拡充されてきており、今後、こうした制度を有効に活用した公民協働のまちづくりを推進することが望ましい。

民間等との連携体制の充実

- ・行政OB、まちづくりNPO、その他団体との連携体制を整備し、被災時における行政のマンパワーを補完することが重要である。

復興都市づくり事前計画の検討

- ・地震により甚大な被害が想定される地区においては、まちづくり素案の検討などを通じて、あらかじめ復興後の都市の姿（復興都市づくり事前計画等）を共有（住民間・公民間）しておくことが望ましい。

【「平時の取組」と「被災時の対応」の関連】

